



宮 崎 県 公 報

平成19年2月8日(木曜日) 第 1852 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○保安林の指定予定の通知(2件)……………(自然環境課) 1

公 告

○特定鳥獣保護管理計画の策定に関する公聴会の
開催……………(“) 1

○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(地域産業振興課) 1
○大規模小売店舗の新設に対する市
町村の意見……………(“) 2
○土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 2
○土地改良区の役員の退任の届出……………(“) 3
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 3
○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 4

告 示

宮崎県告示第 101号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 小林市・えびの市(以上2市国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

小林市・えびの市(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

小林市・えびの市(次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、西諸県農林振興局並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 102号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成19年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 小林市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

立木の伐採を禁止する。

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課、西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第4項の規定により、特定鳥獣保護管理計画の策定について、次のとおり公聴会を開催する。

平成19年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

日 時	場 所	意見を聴こうとする案件
平成19年3月2日 (金) 午後1時30分から	県庁7号館4階 743号室 宮崎市橋通東2 丁目10番1号	ニホンジカ及びニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の策定について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成19年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ島之内店

宮崎市大字島之内字境田6358番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄
 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野邦雄
 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成19年10月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 3,252㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数
 建物西側 138台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数
 北側建物西側 58台、中央建物西側 17台、
 南側建物西側 18台 合計 93台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積
 北側建物南側 40㎡、中央建物東側 24㎡
 南側建物東側 24㎡ 合計 88㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 建物敷地東側 37.51㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 建物敷地西側 2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時～午後10時

8 届出年月日
 平成19年1月31日

9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所
 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間
 平成19年2月8日から平成19年6月8日まで

10 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先
 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課

(2) 期間
 平成19年2月8日から平成19年6月8日まで

11 意見書の記載事項
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、高鍋町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称)生活協同組合コープみやざき高鍋店
 児湯郡高鍋町大字北高鍋字中畑田5036 外7筆
- 2 意見の概要
- (1) 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項
- ア 駐車需要の充足等交通に係る事項
- (ア) 駐車場出口には「止まれ」等の道路標示をし、消耗等を定期的に調査し適正に管理すること。
- (イ) 回転スペースや待機スペースを設けていない搬入口や町道を横断して搬入する車両の誘導に関しては、警備員を配置するなどして、歩行者、通行車両の安全を確保すること。
- (ウ) 路上駐車や路上駐輪とならないよう、看板や警備員等により注意をうながすこと。
- イ 歩行者の通行の利便の確保等
- (ア) 敷地出入口付近は、道路通行者、歩行者に配慮し、通行の妨げや視界の妨げになる工作物は設置しないこと。
- (イ) 敷地が町道を挟んでいることから、警備員等を配備するなどして、歩行者、通行車両の安全を確保すること。
- (2) 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のため配慮すべき事項
- ア 騒音の発生等に関する事項
- (ア) 隣接した住家への騒音対策（自動車騒音を含む。）には、法令等遵守のうえ、万全を期すこと。
- イ 廃棄物に関する事項
- (ア) 高鍋町のゴミ分別、処理方法により適切に処理すること。
- (イ) リサイクルについて十分配慮すること。
- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
 宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所
- (2) 期間
 平成19年2月8日から平成19年3月8日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、尾八重野土地改良区（えびの市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成19年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	森 茂 洋 一	えびの市大字東長江浦1650番地 3
理 事	松 元 和 文	えびの市大字東長江浦1652番地 1 20
理 事	笹 原 淳 一 郎	えびの市大字東長江浦1652番地 1 17

理 事	太 田 幸 雄	えびの市大字東長江浦1652番地 4 14
理 事	奥 松 文 雄	えびの市大字東長江浦1652番地24
理 事	吉 野 秋 雄	えびの市大字東長江浦1676番地 4 13
監 事	楠 本 尊 幸	えびの市大字東長江浦1652番地 1 21
監 事	太 田 重 義	えびの市大字東長江浦1652番地 5 51

(任期：平成21年3月31日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	小 田 芳	延岡市稲葉崎町5丁目 462番地2

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成19年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-14)第94号	木村産業(株)	木村 健一	宮崎県延岡市古川町82-1	一般	造園工事業	平成18年12月6日付けで廃業した旨の届	平成18年12月6日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第450号	(株)児玉組	児玉 格	宮崎県東臼杵郡門川町上町4-11	一般	管工事業	平成18年12月27日 "	平成18年12月27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第1281号	昭和鉄工(株)	金城 隆	宮崎県宮崎市佐土原町西上那珂44-47	一般	管工事業、機械器具設置工事業	平成19年1月17日 "	平成19年1月17日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第1286号	(有)島重建設	島田 忠文	宮崎県串間市大字奈留967-3	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	平成19年1月11日 "	平成19年1月11日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-14)第1348号	松浦建設(株)	松浦 祥隆	宮崎県串間市大字南方2219-85	特定	管工事業	平成19年1月9日 "	平成19年1月9日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第1748号	(有)島田組	島田 宮子	宮崎県日南市大字東弁分甲1811	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成18年12月28日 "	平成18年12月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第1935号	河野建設(株)	河野 孝文	宮崎県児湯郡西米良村大字村所2-91	一般	造園工事業	平成18年12月19日 "	平成18年12月19日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-17)第1935号	河野建設(株)	河野 孝文	宮崎県児湯郡西米良村大字村所2-91	特定	管工事業	平成18年12月19日 "	平成18年12月19日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第2005号	(株)山田組	山田 英昭	宮崎県延岡市出北2-15-14	一般	鉄筋工事業	平成18年12月26日 "	平成18年12月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第2372号	宮井建設(有)	宮井 清	宮崎県延岡市昭和町3-1860	一般	左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、内装仕上工事業、建具工事業	平成18年12月8日 "	平成18年12月8日 (一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-18)第3401号	宮崎総合ビル 管理(株)	冨永 正洋	宮崎県宮崎 市村角町長 山2835-5	一般	機械器具設置工事業	平成19年1月 11日付けで廃 業した旨の届	平成19年1月11日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第3897号	長友設備工業	長友 忠則	宮崎県延岡 市出口町9 -4	一般	土木工事業、管工 業、水道施設工事業、 消防施設工事業	平成18年12月 25日 "	平成18年12月25日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-16)第5025号	(有)前田工業	渡部 清幸	宮崎県延岡 市北浦町古 江2386-2	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、石工事 業、電気工事業、管 工事業、ほ装工事業、 しゅんせつ工事業、 水道施設工事業	平成18年12月 27日 "	平成18年12月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第7450号	(有)タキヤマ工 芸	瀧山 孝一	宮崎県都城 市都北町50 56-3	一般	内装仕上工事業	平成19年1月 9日 "	平成19年1月9日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第7515号	(有)大槻建設	槻木 末次	宮崎県小林 市須木大字 下田1353- 37	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、石工事 業、ほ装工事業、し ゅんせつ工事業、水 道施設工事業	平成18年12月 7日 "	平成18年12月7日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-17)第8119号	(有)大木産業	大木 龍喜	宮崎県西都 市大字南方 1196-5	特定	土木工事業、とび・ 土工工事業、鉄筋工 事業、板金工事業、 塗装工事業、防水工 事業、建具工事業、 水道施設工事業	平成18年12月 14日 "	平成18年12月14日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-15)第 10958号	東九州トーヨ ー住器(株)	西門 幸成	宮崎県延岡 市石田町44 24-2	一般	建築工事業	平成18年12月 27日 "	平成18年12月27日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第 11192号	(有)サントク開 発	葉山 正義	宮崎県北諸 県郡三股町 大字長田17 66-1	一般	土木工事業、建築工 事業、大工工事業、 とび・土工工事業、 管工事業、ほ装工事 業、水道施設工事業	平成19年1月 10日 "	平成19年1月10日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第 11265号	(有)メタル匠	川田 幸典	宮崎県都城 市一万城町 21-11	一般	土木工事業、とび・ 土工工事業、石工事 業、鋼構造物工事業、 ほ装工事業、しゅん せつ工事業、水道施 設工事業	平成18年12月 12日 "	平成18年12月12日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第 12039号	(有)ヤキタ電設	矢北 浩二	宮崎県延岡 市浜町4724 -31	一般	消防施設工事業	平成18年12月 5日 "	平成18年12月5日 (一部廃業)

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第 1 項の規定により
許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成19年2月8日

宮崎県知事 東国原 英 夫

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名
小林市大字真方字因幡塚 200 外11筆	小林市大字細野1503番地 山口初雄